

生活困窮者自立支援制度の動向

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

緊急小口資金、総合支援資金（初回、再貸付）の申請受付期限を
令和3年6月末から令和3年8月末へ延長。

【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする <u>低所得世帯等</u>	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u>
貸付上限	10万円以内	<u>学校等の休業、個人事業主等（※1）の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内</u>
据置期間	2月以内	<u>1年以内（※2）</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	<u>無利子</u>

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに 判定し、一括免除	確 認 対 象	・緊急小口資金	：令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	（住民税非課税を確認する対象は、 借受人及び世帯主。）
		・総合支援資金（初回貸付分）	：令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	
		・総合支援資金（延長貸付分）	：令和5年度の住民税非課税	
		・総合支援資金（再貸付分）	：令和6年度の住民税非課税	

予算措置額合計：1兆5,203億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費（8/7）措置額	1,777億円
令和2年度予備費（9/15）措置額	3,142億円
令和2年度予備費（3/23）措置額	3,410億円

【総合支援資金（生活支援費）】（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u>
貸付上限	（二人以上）月20万円×3月以内＝60万円以内 (単身)月15万円×3月以内＝45万円以内	同左 (再貸付あり（注2）)
据置期間	6月以内	<u>1年以内（※2）</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	<u>無利子</u>

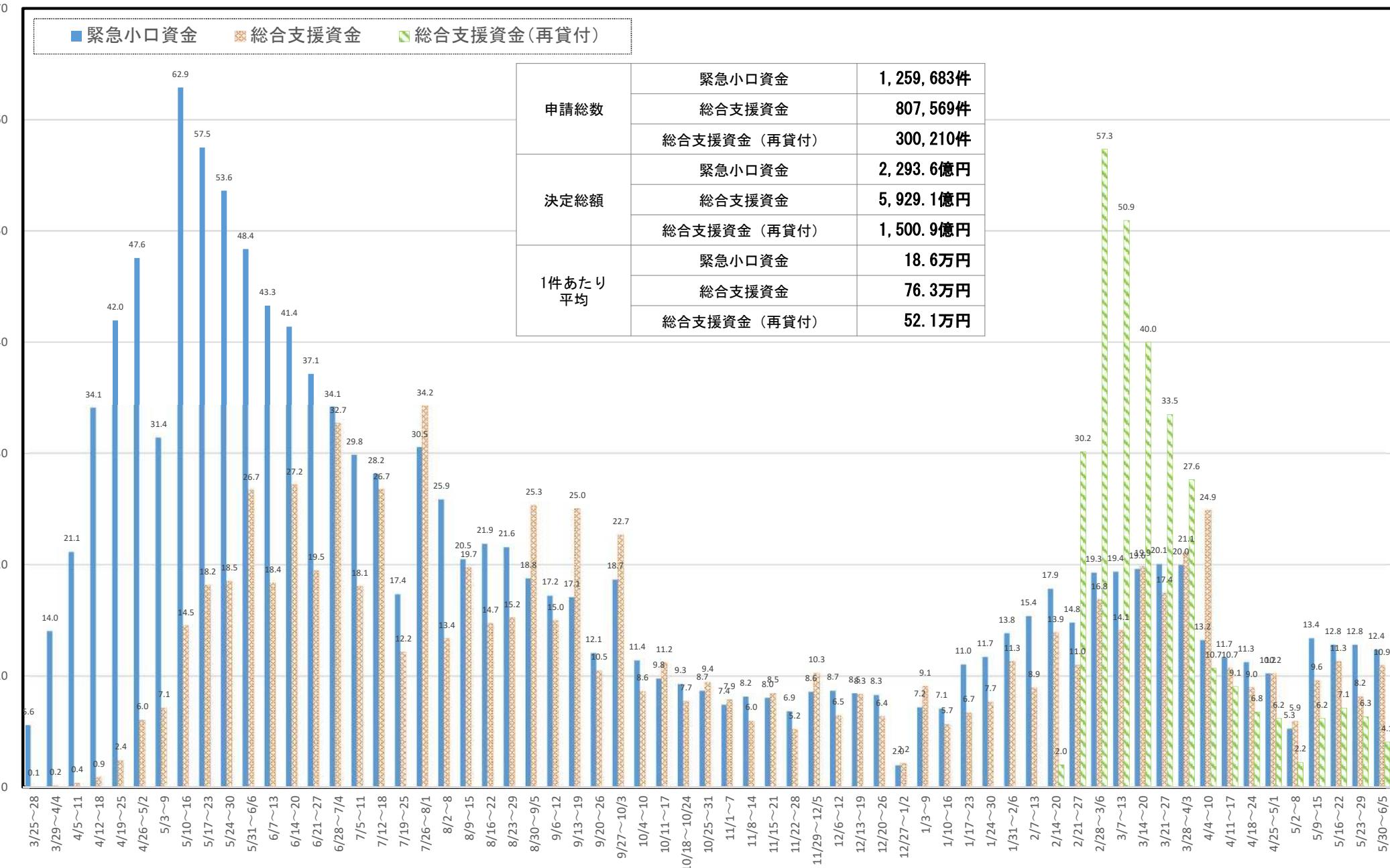
注1 総合支援資金（生活支援費）については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内（60万円以内）追加で貸付を行うことができる（延長貸付）。また、令和3年8月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付（3月以内 60万円以内）を実施する。

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

申請件数(千件)

令和3年6月9日現在 (速報値)



住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額:298億円の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれがある方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】3/4

【支給対象者】①離職・廃業後2年以内の者

- ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
②家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3ヶ月を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6ヶ月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(～9か月目)までは求職の申込は求めない

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

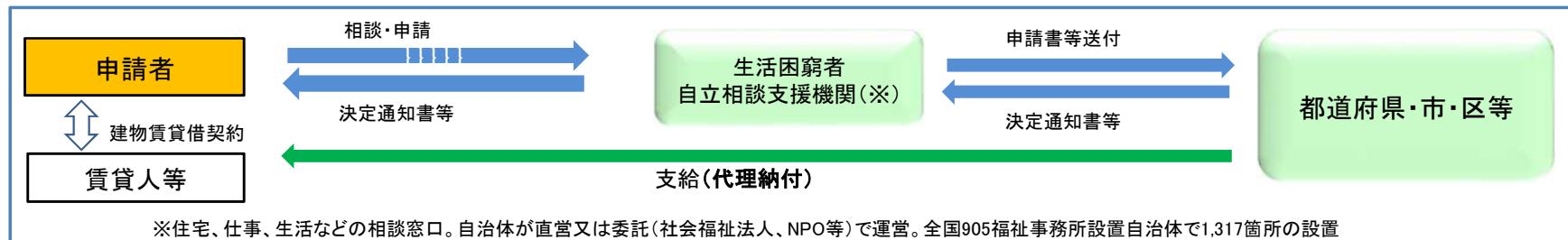
【支給期間】原則3か月(求職活動等を誠実に行っている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和3年9月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

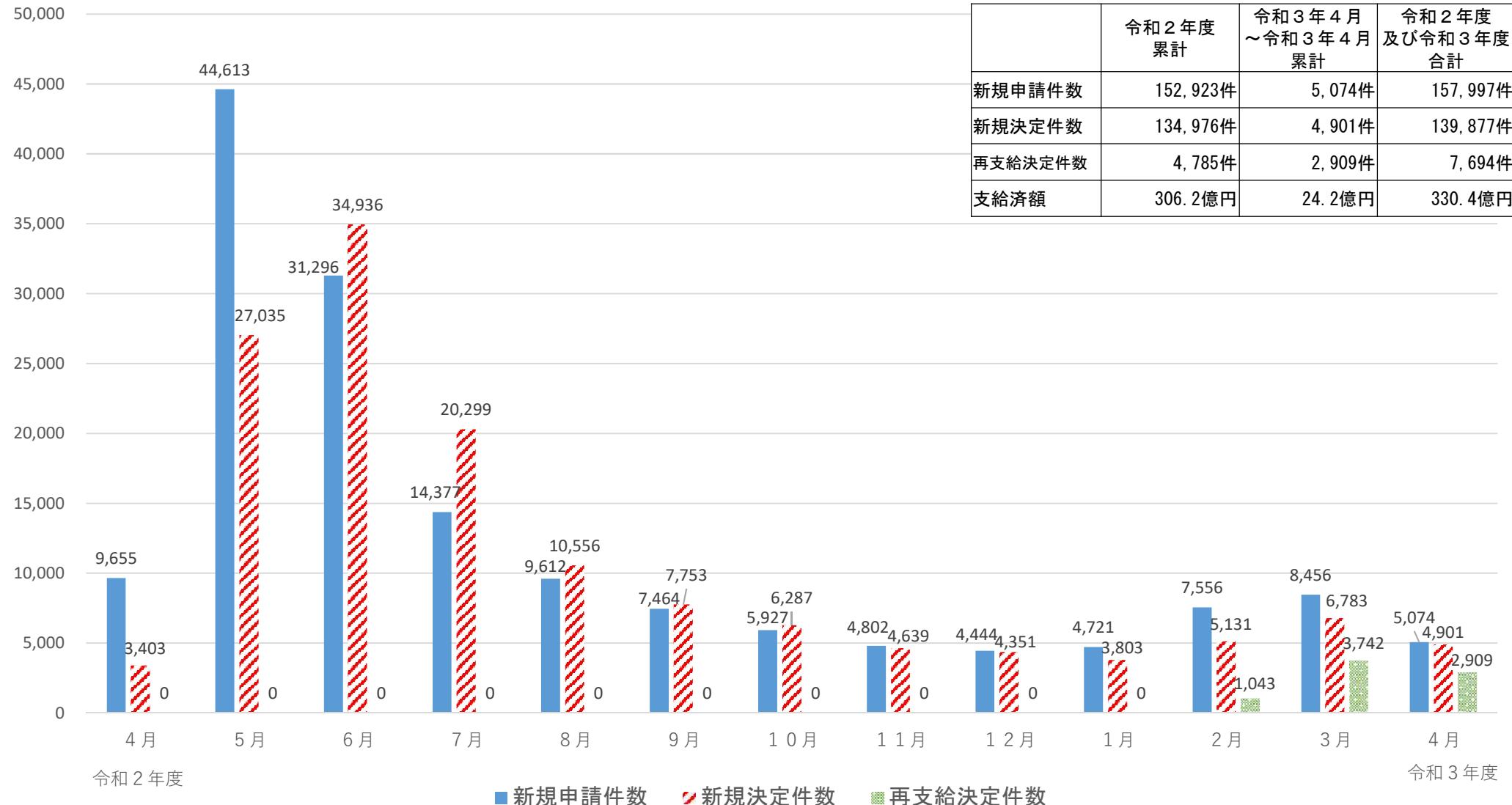
令和3年9月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

【事業スキーム】



R2～R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移

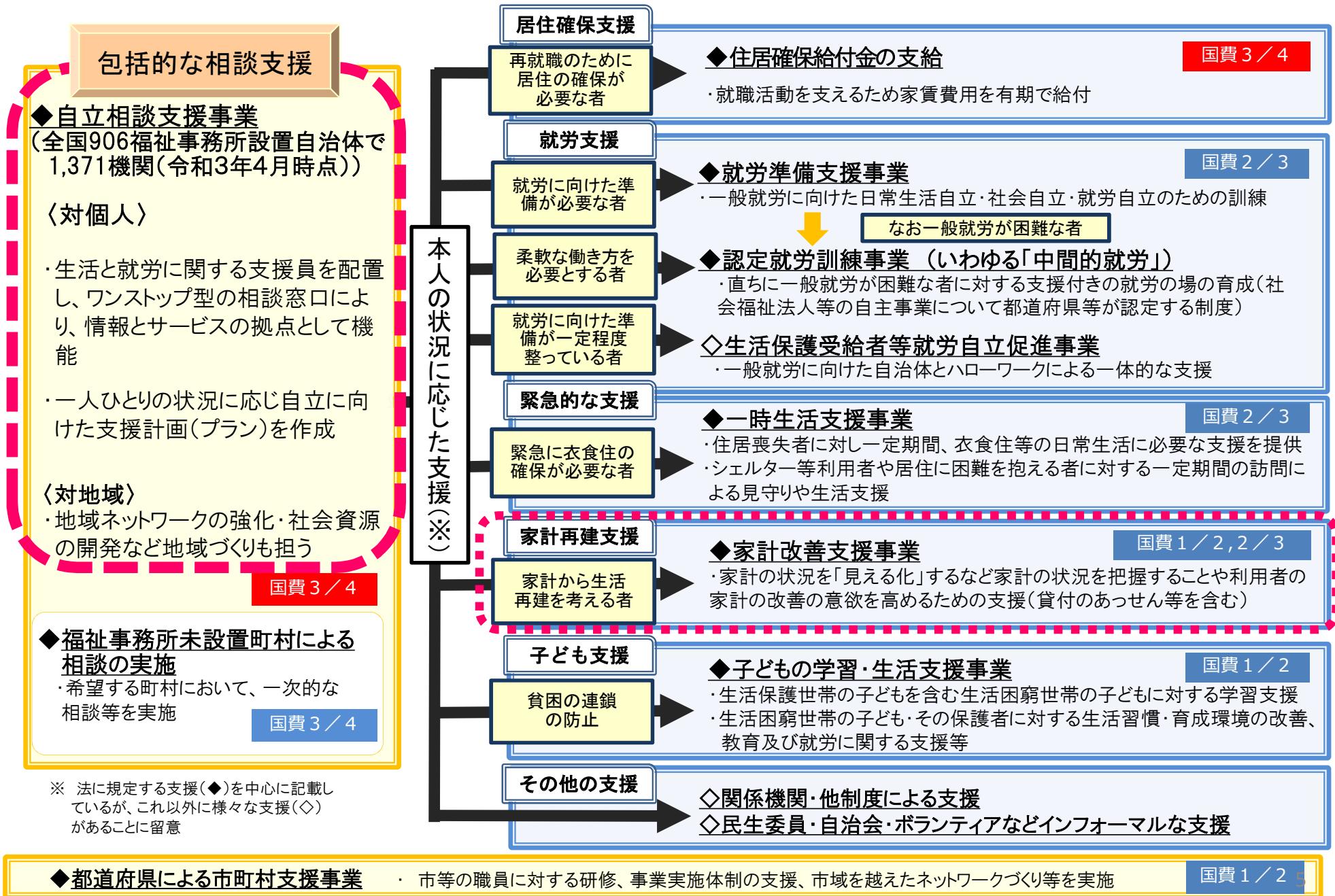
(件)



(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

生活困窮者自立支援制度の概要



生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～令和2年3月)

【平成27年度～令和元年度】

- 施行後5年間での新規相談受付件数(延べ件数)は、約116.4万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約35.0万件。
- 包括的な支援の提供により、約16.1万人が就労・增收につながった。
- 【令和元年度】
- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後4年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	現KPI(令和1～3年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たりに換算すると16件
プラン作成件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・增收率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた改善が見られた者の割合90% (※令和元年度 85%)

支援状況調査集計結果(H27.4～R2.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		增收者数		就労・增收率
		人口10万人あたり		人口10万人あたり	(①)	人口10万人あたり		うち就労支援対象プラン作成者分(②)		うち就労支援対象プラン作成者分(③)	= (②+③)/①
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%

R2 (～2月までの速報値) 新規相談受付件数662,607件・プラン作成数111,643件

生活困窮者自立支援制度における支援状況 家計改善事業

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、自立相談支援事業新規相談受付件数は248,398件から662,607件と約2.5倍に増加した。
- そのうち継続的な支援のためプラン作成件数は79,429件から111,643件の約1.4倍になった。
- 家計改善事業の利用件数は14,091件から15,921件の約1.1倍に伸びている。



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家計改善支援事業実績	R元年度(件)	1,061	1,007	1,257	1,217	1,112	1,153	1,199	1,200	1,269	1,125	1,203	1,288	14,091
	R2年度(件) ※速報値	1,331	1,181	1,162	1,381	1,326	1,639	1,751	1,613	1,521	1,484	1,532	—	15,921
	増加率(%)	125%	117%	92%	113%	119%	142%	146%	134%	120%	132%	127%	—	113%

家計改善支援事業を実施している自治体の取組状況

○家計改善事業の開始当初から現在にかけての利用者件数の変化については「基礎自治体」「都道府県」とともに「増えた」の割合が4割を超えた。（図1）

○家計改善支援事業を効果的に進めるために取り組んでいることのうち、「多重債務や消費生活相談等の既存事業のノウハウ等を有効活用」について約5割の「基礎自治体」が事業効果につながっている（つながった）と回答した。（図2）

家計改善支援事業開始当初からの利用者数の変化
(図1)

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
増えた	137	42.7%	14	41.2%
変わらない	128	39.9%	13	38.2%
減った	24	7.5%	5	14.7%
わからない	30	9.3%	2	5.9%
無回答	2	0.6%	0	0.0%
合計	321	100.0%	34	100.0%

家計改善支援事業を効果的に進める取組(図2)

(複数回答)

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 家計計画表やキャッシュフロー表の活用	239	74.5%	28	82.4%
2. 多重債務や消費生活相談等の既存事業のノウハウ等を有効活用	153	47.7%	15	44.1%
3. 滞納部局との連携(自治体の債務解消等メリットによる積極的な協力体制)	129	40.2%	6	17.6%
4. 庁内の他の関係部局との連携等による制度の利用勧奨・対象者の掘り起こし	68	21.2%	1	2.9%
5. 就労準備支援事業や他の任意事業等との連携による対象者の掘り起こし	54	16.8%	6	17.6%
6. 訪問支援による、早期からの個別支援の実施と対象者の掘り起こし	29	9.0%	5	14.7%
7. 複数自治体による広域的な事業実施	3	0.9%	4	11.8%
8. 自立相談支援事業による相談(インテーク)の段階で家計改善支援事業の実施者も同席	116	36.1%	14	41.2%
9. 生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業との連携	124	38.6%	10	29.4%
10. その他	7	2.2%	2	5.9%
全体	321		34	

出典:厚生労働省 令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業 生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書
2021(令和3)年3月 一般社団法人 北海道総合研究調査会